

高山市税条例等の一部を改正する条例の概要について

1. 固定資産税関係

(1) 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の見直しとわがまち特例の導入(付則第15条の3)

対象施設	課税標準額に乗じる割合		適用要件	
	改正前	改正後	改正前	改正後
太陽光発電設備	最初の3年間 2/3	最初の3年間 2/3 (参酌基準)	認定発電設備（低圧かつ10kW未満の設備を除く。）	自家消費型太陽光発電設備（認定発電設備を除く。）で、国の補助を受けて取得した設備
風力発電設備			認定発電設備	変更なし
水力発電設備		最初の3年間 1/2 (参酌基準)	認定発電設備	変更なし
地熱発電設備			認定発電設備	変更なし
バイオマス発電設備			認定発電設備	認定発電設備で、2万kW未満の設備

※認定発電設備：経済産業省による固定価格買取制度の設置認定を受けた再生可能エネルギー発電設備

- ・適用期間：平成28年4月1日～平成30年3月31日までに取得したもの

(2) 固定資産税の減額の特例措置の見直し

- ・地方税法施行令の改正に伴う申告書の記載事項の見直し(付則第15条の4)

区 分	改正前	改正後
記載事項	・改修工事費用	・改修工事費用 ・国又は地方公共団体からの補助金等の額
(参考) 減額措置の要件	・工事費が50万円超	・国又は地方公共団体からの補助金等の交付を受ける場合、その額を控除した工事費が50万円超